

労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 施設訓練等支援費の受給の状況

三 居宅生活支援費の受給の状況

四 当該申請に係る身体障害者施設支援の具体的内容

五 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第17条の10第2項第2号に掲げる額（以下「施設利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に施設支給決定（法第17条の11第3項に規定する施設支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該施設受給者証（同条第5項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

4 施設支給決定身体障害者（第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）は、毎年、第2項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。

5 前項の書類の提出を受けた市町村は、施設利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、施設支給決定身体

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行つた身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の可否を決定するものとする。

障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

6 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた市町村は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設支給決定身体障害者に返還するものとする。
(法第17条の11第2項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第9条の17 法第17条の11第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設訓練等支援費の支給の申請を行つた身体障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該身体障害者の介護を行う者の状況
- 三 当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- 五 当該身体障害者の身体障害者施設支援及び身体障害者居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- 六 当該身体障害者の身体障害者施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- 七 当該身体障害者の置かれている環境
- 八 当該申請に係る身体障害者施設支援の提供体制の整備の状況

(施設利用者負担額の通知)

第9条の18 市町村は、施設支給決定を行つたときは、施設利用者負担額を、施設支給決定身体障害者及びその扶養義務者に通知しなければならない。施設利用者負担額を変更

3 前項の規定による支給の決定（以下「施設支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施設訓練等支援費を支給する期間

二 当該身体障害者の身体障害程度区分

4 前項第1号の期間は、身体障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

（施設支給決定身体障害者の居住地の変更の届出等）

第15条 施設受給者証（法第17

したときも、同様とする。

（法第17条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第9条の19 法第17条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と3年間を合算して得た期間とする。

2 施設支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、3年間を法第17条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

（施設受給者証の交付）

第9条の20 市町村は、法第17条の11第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して施設受給者証を交付するものとする。

一 施設支給決定身体障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日

二 扶養義務者の氏名及び住所

三 交付の年月日及び施設受給者証番号

四 施設利用者負担額

五 その他市町村が必要と認める事項

条の11第5項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）の交付を受けた施設支給決定身体障害者（同項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）は、施設支給決定期間（法第17条の10第1項に規定する施設支給決定期間をいう。第3項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したとき（法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したときを除く。）は、14日以内に、施設受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その施設受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

3 施設受給者証の交付を受けた施設支給決定身体障害者は、施設支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したとき（法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したときを除く。）は、14日以内に、施設受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

（施設受給者証の再交付）

第16条 市町村は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定身体障害者から

（施設受給者証の再交付）

第9条の21 令第16条の規定により施設受給者証の再交付の申請をしようとする施設支給

、施設支給決定期間内において、施設受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設受給者証を交付しなければならない。

決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 再交付申請の理由

2 施設受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その施設受給者証を添えなければならない。

3 施設受給者証の再交付を受けた後、失った施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

(準用)

第9条の22 第9条の10の規定は、法第17条の11第11項において準用する法第17条の5第11項の規定による支払に関する事務について準用する。

5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた身体障害者（以下「施設支給決定身体障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。

7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については

、この限りでない。

- 8 施設支給決定身体障害者が指定身体障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき（当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定身体障害者に代わり、当該指定身体障害者更生施設等に支払うことができる。
- 9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定身体障害者に対し施設訓練等支援費の支給があつたものとみなす。
- 10 市町村は、指定身体障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 11 第17条の5第11項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

（身体障害程度区分の変更）

第17条の12 施設支給決定身体障害者は、その身体障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令

（身体障害程度区分の変更の申請）

第9条の23 法第17条の12第1項の規定により身体障害程度区分（法第17条の10第3項に規定する身体障害程度区分を

の定めるところにより、市町村に対し、当該身体障害程度区分の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定身体障害者につき、必要があると認めるときは、その身体障害程度区分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定身体障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、施設受給者証に当該決定に係る身体障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第17条の13 施設支給決定を行った市町村は、次に掲げる場

いう。以下同じ。)の変更の申請をしようとする施設支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び施設受給者証番号

二 現に受けている施設支給決定に係る身体障害程度区分

三 当該申請に係る身体障害者施設支援の具体的内容

四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(施設受給者証の提出を求める場合の手続)

第9条の24 市町村は、法第17条の12第2項の規定により身体障害程度区分の変更の決定を行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定身体障害者に通知し、施設受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第17条の12第2項の規定により身体障害程度区分の変更の決定を行つた旨

二 施設受給者証を提出する必要がある旨

三 施設受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の施設支給決定身体障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(施設受給者証の返還を求める場合の手続)

第9条の25 市町村は、法第17条の13第1項の規定により施

合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

一 施設支給決定身体障害者が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設支給決定身体障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により施設支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る施設支給決定身体障害者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(更生訓練費の支給)

第17条の14 市町村は、施設支給決定身体障害者に対して、施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

(文書の提出等)

第17条の15 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関して必要があるとき、居宅支給決定身体障害者若しくは施設支給決定身体障害者又は身体障害者居宅支援若しくは身体障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会

施設支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定身体障害者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第17条の13第1項の規定により施設支給決定の取消しを行つた旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の施設支給決定身体障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第17条の16 この款に定めるもののほか、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(居住地の変更による施設支給決定の取消しの特例)

第17条 身体障害者療護施設に係る施設支給決定身体障害者が、身体障害者療護施設に入所したときは、施設支給決定(法第17条の11第3項に規定する施設支給決定をいう。以下この条において同じ。)を行つた市町村は、当該施設支給決定身体障害者が、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときであつても、法第17条の13第1項の規定にかかわらず、施設支給決定の取消しを行わないものとする。

(身体障害者更生相談所の判定)

第10条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は施設支給決定、身体障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所(法第9条第5項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。)の判定を求めるものとする。

第2款 指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等

(指定居宅支援事業者の指定)

第17条の17 第17条の4第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者居宅生活支援事業を行う者の申請により、身体障害者居宅支援の種類及び身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所（以下この款において「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第17条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第17条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者居宅生活支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定居宅介護事業者に係る指定の申請)

第11条 法第17条の17第1項の規定により身体障害者居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

(指定デイサービス事業者に係る指定の申請)

第11条の2 法第17条の17第1

項の規定により身体障害者サービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

(指定短期入所事業者に係る指定の申請)

第11条の3 法第17条の17第1

項の規定により身体障害者短期入所に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を

管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる
事務所の所在地並びにその
代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開
始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為
等及びその登記簿の謄本又
は条例等

五 事業所の種別（身体障害
者福祉法に基づく指定居宅
支援事業者等の人員、設備
及び運営に関する基準（平
成14年厚生労働省令第78号
。以下「指定居宅支援等基
準」という。）第65条第1
項に規定する併設事業所（
次号及び第7号において「
併設事業所」という。）又
は同条第2項の規定の適用
を受ける施設の別をいう。
）

六 建物の構造概要及び平面
図（当該申請に係る事業を
併設事業所において行う場
合にあつては、指定居宅支
援等基準第67条第2項に規
定する併設本体施設の平面
図を含む。）並びに設備の
概要

七 当該申請に係る事業を併
設事業所において行うとき
は当該申請に係る事業の開
始時の利用者の推定数、指
定居宅支援等基準第65条第
2項の規定の適用を受ける
施設において行うときは当
該施設の入所者の定員

八 事業所の管理者の氏名、
経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者からの苦情を解決
するために講ずる措置の概